平成２２年（フ）第９０号
千葉県松戸市西馬橋１丁目13番地の10、前住所千葉県松戸市馬橋525番地の９
破産者　布施　　勲
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２２７８６号
東京都江戸川区北葛西５丁目19番３号
破産者　株式会社雄薈
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２７８７号
東京都江戸川区中葛西１―46―９　第一高橋荘２号室、住民票上の住所東京都江戸川区北葛西５丁目19―３
破産者　俣木　　巖
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９９５号
岡山県岡山市北区今８丁目８－１
破産者　清板　重一
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９２号
東京都府中市白糸台１丁目50番地の１
破産者　東宝化工株式会社
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１６１号
東京都千代田区神田小川町３丁目28番13号
破産者　株式会社東京電装
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７９５号
千葉県野田市清水886―42―Ⅱ―101、開始決定時の住所千葉県野田市谷津310―６
破産者　郷野　義治
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７９６号
千葉県野田市清水886―42―Ⅱ―101、開始決定時の住所千葉県野田市谷津310―６
破産者　郷野　由紀
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３６９号
神奈川県横浜市港北区綱島東３丁目10―41―113、開始決定時の住所神奈川県横浜市港北区樽町２丁目４―25―101
破産者　原田　　功
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４７２号
千葉県長生郡長生村金田2651―２
破産者　山崎　八重
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１７６号
東京都大田区南蒲田３丁目10番27号
破産者　株式会社渡辺消機製作所
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０９３号
東京都豊島区東池袋１丁目46番11号
破産者　セーラアクト株式会社
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０９５号
沖縄県豊見城市字嘉数667―10、開始決定時の住所沖縄県那覇市金城１丁目３―10
破産者　松田　仁一
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９８６号
東京都大田区大森西３丁目１―25―411
破産者　武藤　朋幸
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２３８号
東京都荒川区東尾久５丁目４番11号
破産者　有限会社井上
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３３６号
千葉県佐倉市上志津1672―10―Ｂ―413
破産者　澤田　二郎
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１号
東京都世田谷区桜丘５丁目18番11号
破産者　株式会社エルペア
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２７号
神奈川県藤沢市弥勒寺４丁目18―３
破産者　森内　富幸
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６６号
大阪府枚方市釈尊寺町26―35―503、開始決定時の住所大阪府枚方市出口３丁目１―33―805
破産者　後藤　謙治
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７４号
千葉県富里市十倉494―17
破産者　丸野　幹樹
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３２号
東京都世田谷区尾山台２丁目28番11号
破産者　チューガイコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部